

① 夫の年収 **5,000,000 円**
 (従業員として会社から“給与”を得ている)

税金計算上、①から差し引くもの

- ② 会社員に認められている一定の差引額 ▲ 1,440,000 円 ※速算表の値なので若干ズレあり
 (給与所得控除、といいます)
 - ③ 給与から引かれている健保や厚生年金 ▲ 750,000 円 ※概算なのでズレあり
 (およその額)
 - ④ 妻を扶養に入れていることによる控除額 ▲ 380,000 円 ※妻70歳未満と仮定
 (配偶者控除)
 - ⑤ 誰にでもある控除額 (基礎控除) ▲ 480,000 円
- 税金計算のもとになる所得 1,950,000 円 ※千円未満切り捨て

| | |
|----------|--------------------|
| 夫の所得税 | 99,500 円 |
| 夫の住民税 | 205,000 円 |
| 夫の社会保険 | 750,000 円 |
| 計 | 1,054,500 円 |

※ 上記試算結果はあくまで概算です。

① 妻の年収 **0 円**
 (従業員として会社から“給与”を得ている)

税金計算上、①から差し引くもの

- ② 会社員に認められている一定の差引額 ▲ 0 円 ※速算表の値なので若干ズレあり
 (給与所得控除、といいます)
- (①-②で合計所得金額95万円なので税の扶養範囲内)
- ③ 給与から引かれている健保や厚生年金 ▲ 0 円 ※概算なのでズレあり
 (およその額)
 - ④ 夫を扶養に入れていることによる控除額 ▲ 0 円 ※夫70歳未満と仮定
 - ⑤ 誰にでもある控除額 (基礎控除) ▲ 480,000 円
- 税金計算のもとになる所得 0 円 ※千円未満切り捨て

| | |
|----------|------------|
| 妻の所得税 | 0 円 |
| 妻の住民税 | 0 円 |
| 妻の社会保険 | 0 円 |
| 計 | 0 円 |

※ 上記試算結果はあくまで概算です。

① 夫の年収 5,000,000 円
 (従業員として会社から“給与”を得ている)

① 妻の年収 1,500,000 円
 (従業員として会社から“給与”を得ている)

税金計算上、①から差し引くもの

税金計算上、①から差し引くもの

| | | | |
|---------------------------------------|---|-------------|-----------------|
| ② 会社員に認められている一定の差引額 (給与所得控除、といいます) | ▲ | 1,440,000 円 | ※速算表の値なので若干ズレあり |
| ③ 給与から引かれている健保や厚生年金 (およその額) | ▲ | 750,000 円 | ※概算なのでズレあり |
| ④ 妻を扶養に入れていることによる控除額 (配偶者特別控除) | ▲ | 380,000 円 | ※妻70歳未満と仮定 |
| ⑤ 誰にでもある控除額 (基礎控除) | ▲ | 480,000 円 | |
| 税金計算のもとになる所得 | | 1,950,000 円 | ※千円未満切り捨て |

| | | | |
|---------------------------------------|---|-----------|-----------------|
| ② 会社員に認められている一定の差引額 (給与所得控除、といいます) | ▲ | 550,000 円 | ※速算表の値なので若干ズレあり |
| ③ 給与から引かれている健保や厚生年金 (およその額) | ▲ | 225,000 円 | ※概算なのでズレあり |
| ④ 夫を扶養に入れていることによる控除額 | ▲ | 0 円 | ※夫70歳未満と仮定 |
| ⑤ 誰にでもある控除額 (基礎控除) | ▲ | 480,000 円 | |
| 税金計算のもとになる所得 | | 245,000 円 | ※千円未満切り捨て |

(①-②で合計所得金額95万円なので税の扶養範囲内)

| | |
|----------|--------------------|
| 夫の所得税 | 99,500 円 |
| 夫の住民税 | 207,000 円 |
| 夫の社会保険 | 750,000 円 |
| 計 | 1,056,500 円 |

| | | |
|----------|------------------|-------------------------|
| 妻の所得税 | 12,500 円 | |
| 妻の住民税 | 29,500 円 | |
| 妻の社会保険 | 225,000 円 | (国保と国年なら約35万) |
| 計 | 267,000 円 | (国保と国年なら全体は約39万) |

※ 上記試算結果はあくまで概算です。

※ 上記試算結果はあくまで概算です。

| | | | |
|-------------|---------|-------------|-----------|
| 夫側で増えた税金の負担 | 2,000 円 | 妻側で増えた税金の負担 | 42,000 円 |
| 夫側で増えた社保の負担 | 0 円 | 妻側で増えた社保の負担 | 22万~35万 円 |

妻、専業主婦 → 妻が年収150万円。
増えた収入 150 万円
税と社保 -39 万円 (最大で)
トータルで 111 万円 の得。

① 夫の年収 5,000,000 円
(従業員として会社から“給与”を得ている)

① 妻の年収 1,800,000 円
(従業員として会社から“給与”を得ている)

税金計算上、①から差し引くもの

税金計算上、①から差し引くもの

- ② 会社に認められている一定の差引額 ▲ 1,440,000 円 ※速算表の値なので若干ズレあり
(給与所得控除、といいます)
 - ③ 給与から引かれている健保や厚生年金 ▲ 750,000 円 ※概算なのでズレあり
(およその額)
 - ④ 妻を扶養に入れていることによる控除額 ▲ 160,000 円 ※妻70歳未満と仮定
(配偶者特別控除)
 - ⑤ 誰にでもある控除額 (基礎控除) ▲ 480,000 円
- 税金計算のもとになる所得 2,170,000 円 ※千円未満切り捨て

- ② 会社に認められている一定の差引額 ▲ 620,000 円 ※速算表の値なので若干ズレあり
(給与所得控除、といいます)
(①-②で合計所得金額95~133万円なので税の扶養範囲から部分的に抜ける)
 - ③ 給与から引かれている健保や厚生年金 ▲ 270,000 円 ※概算なのでズレあり
(およその額)
 - ④ 夫を扶養に入れていることによる控除額 ▲ 0 円 ※夫70歳未満と仮定
 - ⑤ 誰にでもある控除額 (基礎控除) ▲ 480,000 円
- 税金計算のもとになる所得 430,000 円 ※千円未満切り捨て

| | |
|----------|--------------------|
| 夫の所得税 | 122,000 円 |
| 夫の住民税 | 232,000 円 |
| 夫の社会保険 | 750,000 円 |
| 計 | 1,104,000 円 |

| | |
|----------|------------------|
| 妻の所得税 | 21,900 円 |
| 妻の住民税 | 48,000 円 |
| 妻の社会保険 | 270,000 円 |
| 計 | 339,900 円 |

(国保と国年なら約37万)

(国保と国年なら全体は約44万)

※ 上記試算結果はあくまで概算です。

※ 上記試算結果はあくまで概算です。

176880
198480

| | | | |
|-------------|----------|-------------|-----------|
| 夫側で増えた税金の負担 | 49,500 円 | 妻側で増えた税金の負担 | 69,900 円 |
| 夫側で増えた社保の負担 | 0 円 | 妻側で増えた社保の負担 | 27万~37万 円 |

妻、専業主婦 → 妻が年収180万円。

増えた収入 180 万円
税と社保 -49 万円 (最大で)
トータルで 131 万円 の得。

① 夫の年収 **5,000,000 円**
 (従業員として会社から“給与”を得ている)

税金計算上、①から差し引くもの

- ② 会社に認められている一定の差引額 ▲ 1,440,000 円 ※速算表の値なので若干ズレあり
 (給与所得控除、といいます)
 - ③ 給与から引かれている健保や厚生年金 ▲ 750,000 円 ※概算なのでズレあり
 (およその額)
 - ④ 妻を扶養に入れていることによる控除額 ▲ 0 円 ※妻70歳未満と仮定
 - ⑤ 誰にでもある控除額 (基礎控除) ▲ 480,000 円
- 税金計算のもとになる所得 2,330,000 円 ※千円未満切り捨て

| | |
|----------|--------------------|
| 夫の所得税 | 138,300 円 |
| 夫の住民税 | 238,000 円 |
| 夫の社会保険 | 750,000 円 |
| 計 | 1,126,300 円 |

※ 上記試算結果はあくまで概算です。

① 妻の年収 **3,000,000 円**
 (従業員として会社から“給与”を得ている)

税金計算上、①から差し引くもの

- ② 会社に認められている一定の差引額 ▲ 980,000 円 ※速算表の値なので若干ズレあり
 (給与所得控除、といいます)
 (①-②で合計所得金額133万円超なので税の扶養範囲から**完全に抜ける**)
 - ③ 給与から引かれている健保や厚生年金 ▲ 450,000 円 ※概算なのでズレあり
 (およその額)
 - ④ 夫を扶養に入れていることによる控除額 ▲ 0 円 ※夫70歳未満と仮定
 - ⑤ 誰にでもある控除額 (基礎控除) ▲ 480,000 円
- 税金計算のもとになる所得 1,090,000 円 ※千円未満切り捨て

| | | |
|----------|------------------|-------------------------|
| 妻の所得税 | 55,600 円 | |
| 妻の住民税 | 114,000 円 | |
| 妻の社会保険 | 450,000 円 | (国保と国年なら約48万) |
| 計 | 619,600 円 | (国保と国年なら全体は約65万) |

※ 上記試算結果はあくまで概算です。

| | | | |
|-------------|----------|-------------|-----------|
| 夫側で増えた税金の負担 | 71,800 円 | 妻側で増えた税金の負担 | 169,600 円 |
| 夫側で増えた社保の負担 | 0 円 | 妻側で増えた社保の負担 | 45万~48万 円 |

妻、専業主婦 → 妻が年収300万円。

増えた収入 **300 万円**
 税と社保 **-72 万円** (最大で)
 トータルで **228 万円** の得。